

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第千五百四十三号

平成十七年

一月三日

木曜日

目次

告示

収去飼料の試験結果の概要	三九
道路の区域変更(三件)	四一
廃川敷地等	四一
県営土地改良事業計画の決定(二件)	四二
県営土地改良事業計画の変更(三件)	四二
公告	
富士北麓都市計画の変更案の縦覧	四三
開発行為に関する工事の完了について	四三
教育委員会	
上野原市及び山梨市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則	四三
山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示	四四
公安委員会	
車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則	四四

告示

山梨県告示第三十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十六年十二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十七年二月三日

山梨県知事 山本 栄彦

製造事業場所等の名称及び所在地		収 去 の 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年・月	試 験 結 果 の 概 要					備 考
					粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)
株式会社 杉治商会 千葉工場 千葉県千葉市美浜区新港	山梨県笛吹市石和町市部 川合商店		採卵鶏用飼料 配合飼料 ハイマッシュ	一六・十	一七・七	五・九	三・〇	十一・四	三・六一	〇・四九
雪印種苗株式会社 鹿島飼料工場 茨城県鹿島郡神栖町	山梨県南巨摩郡増穂町青柳 磯野商店		若齢牛育成用 配合飼料 Yニューグロアーバルキ	一六・十	一五・四	二・九	六・二	七・四	一・二	〇・六〇

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

山梨県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府南アルプス線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市大字西八幡字西冷間二三三番の三 地先から 甲斐市大字西八幡字西冷間二三三番の三 地先まで	七・四〇	八・〇〇	一一・二	一一・五

山梨県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川大門線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡昭和町大字紙漕阿原字押越前一四 番の五地先から 中巨摩郡昭和町大字紙漕阿原字押越前五番 の二地先まで	六・八〇	七・二〇	七・〇	八二・〇

七・五

山梨県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年二月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中下条甲府線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市大字長塚字村上三三七番の二地先から 甲斐市大字長塚字村上三三六番の二地先まで	一七・〇〇	一七・〇〇	三〇・〇	四八・〇

山梨県告示第三十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建设部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 浅川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 笛吹市大字八代町米倉字三反田千五百一の二番地先から笛吹市大字八代町米倉字御所七百七十九の一番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 笛吹市長 荻野正直
 - 2 住所 笛吹市石和町市部七百七十七番地

五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十七年二月三日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（玉宮地区県営畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十七年二月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十七年二月四日から同年三月四日まで

三 縦覧場所

塩山市役所

四 異議申立期間

平成十七年三月五日から同年三月十九日まで

山梨県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（春日居第一地区県営畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十七年二月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十七年二月四日から同年三月四日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成十七年三月五日から同年三月十九日まで

山梨県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業塩山地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十七年二月三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十七年二月四日から同年三月四日まで

三 縦覧場所

塩山市役所

四 異議申立期間

平成十七年三月五日から同年三月十九日まで

山梨県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（担い手育成畑地帯総合整備事業山梨第二地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十七年二月三日

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十七年二月四日から同年三月四日まで
- 三 縦覧場所
山梨市役所
- 四 異議申立期間
平成十七年三月五日から同年三月十九日まで

山梨県告示第三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（担い手育成畑地帯総合整備事業山梨春日居地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

- 平成十七年二月三日
山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十七年二月四日から同年三月四日まで
- 三 縦覧場所
山梨市役所及び笛吹市役所
- 四 異議申立期間
平成十七年三月五日から同年三月十九日まで

公 告

● 富士北麓都市計画の変更案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年二月三日

- 一 都市計画の種類
富士北麓都市計画道路
（三・三・十号 船津小海線 三・四・十三号 富士平浜線 三・五・十号 河口湖駅前線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課
都留市宝三丁目三番三号 富士北麓・東部地域振興局都留建設部都市計画・建築指導課
南都留郡富士河口湖町船津一七〇〇番 富士河口湖町建設課
- 四 縦覧期間
平成十七年二月四日から同月十七日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十七年二月三日
山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市新倉字出口二六五六の一の一部、二六六五の四、二六六六、二六六七の一部、二六六八の一、二六六八の三、二六六九の一、二六六九の三、二六六九の四、二六七九の一、二六七九の八、二六七九の一〇、二六八〇の六、二六八〇の七、二六八〇の八、二六八〇の九、二六八〇の一〇、二六八〇の一、二六八〇の二、二六八〇の三、二六八〇の四、二六八〇の五及び二七〇四の三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市上吉田三千五百八十番一号 共栄商事株式会社 代表取締役 大森孝康

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

上野原市及び山梨市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十七年二月三日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 いづみ

上野原市及び山梨市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第一条 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立上野原高等学校の項中「山梨県北都留郡上野原町」を「山梨県上野原市」に改める。

(山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則(昭和四十二年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一上野原の項中「(北都留郡)上野原町」を「上野原市のうち旧上野原町の区域、(北都留郡)」に改め、同表都留の項中「都留市」の下に「上野原市のうち旧秋山村の区域」を加え、「秋山村」を削る。

第三条 山梨県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一東山梨の項中「牧丘町」及び「三富村」を削る。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第四条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表山梨県富士北麓・東部教育事務所の項中「及び大月市」を、「大月市及び上野原市」に改める。

(山梨県立養護学校通学区域等に関する規則の一部改正)

第五条 山梨県立養護学校通学区域等に関する規則(平成八年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立甲府養護学校の項中「秋山村及び」を削り、「並びに笛吹市」を、「笛吹市並びに上野原市」に改め、同表山梨県立やまびこ養護学校の項中「秋山村及び」を削り、「並びに大月市」を、「大月市並びに上野原市」に改め、同表山梨県立ふじざくら養護学校の項中「秋山村及び」を削る。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に依じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第二条、第四条及び第五条の規定 平成十七年二月十三日

二 第三条の規定 平成十七年三月二十二日

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年二月三日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 いづみ

第一条 山梨県教科用図書採択地区の設定(昭和三十九年山梨県教育委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

「富士吉田

「富士吉田

表都留の項中 都 留 を

都 留

に改め、「秋山村」及び「上野原町」

大 月

大 月

上 野 原

」を削る。

第二条 山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を次のように改正する。

表峡東の項中「牧丘町・三富村」を削る。

附 則

この告示中第一条の規定は、平成十七年二月十三日から、第二条の規定は平成十七年三月二十二日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年二月三日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則(昭和六十二年山梨県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名中「所有者等」を「使用者等」に改める。

本則中「第五十一条の二第六項」を「第五十一条の三第六項」に、「所有者等」を「使用者等」に改め、本則の表第四号中「大蔵省印刷局長が定める」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番